

一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領の改正について

長野県住宅供給公社 事業部建築課

入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の更なる向上と、公共工事におけるダンピングによる工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せを防止するため、次のとおり低入札価格調査制度事務処理要領の一部を改正します。

1 対象工事等

対象工事については、一般競争入札で発注する予定価格（税込み）100万円を超える建設工事とします。

2 調査基準価格

その価格未満の場合に調査を実施する価格の算定は以下によるものとします。

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計金額とする。
ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

① 直接工事費	×	0.97	}	合計額
② 共通仮設費	×	0.90		
③ 現場管理費	×	0.90		
④ 一般管理費等	×	0.55		

3 失格基準価格

その価格未満の場合に調査の実施を省略し、失格とする価格の算定は以下によるものとします。

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計金額とする。

① 直接工事費	×	0.80	}	合計額
② 共通仮設費	×	0.75		
③ 現場管理費	×	0.75		
④ 一般管理費等	×	0.45		

4 入札の執行

入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合は以下によるものとします。

調査基準価格未満の入札が行われた場合

- (1) 失格基準価格未満の入札“直ちに失格”
- (2) 失格者を除き、落札者又は調査対象者の決定、あるいは再度の入札の有無を決定
- (3) 調査対象者がいる場合には、入札結果を「保留」とし、後日調査を行い落札者を決定する。

5 調査の実施

提出していただく調査資料は、長野県が実施する「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」のWTO適用基準未満の案件に準ずるものとし、閲覧による公表を行います。

6 実施の時期

令和2年4月末の公告案件から適用